政令

石油コンビナート等災害防止法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

令和七年十一月二十一日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第三百八十五号

石油コンビナート等災害防止法施行令の一部を改正する政令

内閣は、石油コンビナート等災害防止法（昭和五十年法律第八十四号）第十九条の二第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

石油コンビナート等災害防止法施行令（昭和五十一年政令第百二十九号）の一部を次のように改正する。

別表第三第四地区の項を次のように改める。

第四地区	削除

別表第三第六地区の項中「、第二十五号」を削り、同表第八地区の項中「及び第四十五号から第四十七号まで」を「、第四十六号及び第四十七号」に改める。

附　則

この政令は、公布の日の翌日から施行する。

総務大臣　林　芳正
経済産業大臣　赤澤　亮正
内閣総理大臣　高市　早苗

石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

令和七年十一月二十一日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第三百八十六号

石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令の一部を改正する政令

内閣は、石油コンビナート等災害防止法（昭和五十年法律第八十四号）第二条第二号及び第四十七条の規定に基づき、この政令を制定する。

石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令（昭和五十一年政令第百九十二号）の一部を次のように改正する。

第三項中「令和六年四月一日」を「令和七年四月一日」に改める。

別表中第五十六号を削り、第五十五号を第五十六号とし、第三十六号から第五十四号までを一号ずつ繰り下げ、同表第三十五号ロ中「ワノ割及びカノ割」を「リノ割、ワノ割、カノ割及び船江」に改め、同号を同表第三十六号とし、同表中第三十四号を第三十五号とし、第三十三号を削り、第三十二号を第三十四号とし、第五号から第三十一号までを二号ずつ繰り下げ、第四号の二を第六号とし、第三号を第五号とし、第二号の二を第四号とし、第一号の二を第三号とする。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、公布の日の翌日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

2　この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（石油コンビナート等災害防止法施行令の一部改正）

3　石油コンビナート等災害防止法施行令（昭和五十一年政令第百二十九号）の一部を次のように改正する。

別表第三第一地区の項中「第三号及び第四号の二」を「第四号及び第六号」に改め、同表第二地区の項中「別表第五号及び第十号から第十二号まで」を「別表第七号及び第十二号から第十四号まで」に改め、同表第三地区の項中「別表第十三号から第十五号まで」を「別表第十五号から第十七号まで」に改め、同表第五地区の項中「別表第二十号及び第二十一号」を「別表第二十二号及び第二十三号」に改め、同表第六地区の項中「別表第二十二号、第二十七号及び第三十一号」を「別表第二十四号、第二十九号及び第三十三号」に改め、同表第七地区の項中「別表第三十五号及び第三十六号」を「別表第三十六号及び第三十七号」に改め、同表第八地区の項中「別表第三十八号、第四十六号及び第四十七号」を「別表第三十九号、第四十七号及び第四十八号」に改め、同表第九地区の項中「別表第四十三号、第四十八号、第五十六号」を「別表第四十四号、第四十九号」に改め、同表第十地区の項中「別表第五十号から第五十四号まで」を「別表第五十一号から第五十五号まで」に改める。

総務大臣　林　芳正
経済産業大臣　赤澤　亮正
内閣総理大臣　高市　早苗

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令及び児童福祉法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

令和七年十一月二十一日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第三百八十七号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令及び児童福祉法施行令の一部を改正する政令

内閣は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第八十九条の二の十一第一項及び第二項並びに児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第三十三条の二十三の十一第一項及び第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令の一部改正）

第一条　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年政令第十号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四十三条の二・第四十三条の三」を「第四十四条・第四十五条」に、「第四十三条の四―第四十三条の六」を「第四十六条―第四十八条」に、「第三章　障害者支援施設（第四十三条の七）」を「第三章　障害者支援施設（第四十四条―第四十九条）」に、「第四章　手数料（第五十条・第五十一条）」を「第四章」に、「第五章」を「第五章」に、「第四十四条―第四十五条の三」を「第五十二条―第五十五条」に、「第五章」を「第六章」に、「第四十六条―第五十条」を「第五十六条―第六十条」に、「第六章」を「第七章」に、「第五十一条―第五十五条」を「第六十一条―第六十五条」に改める。